



ご家庭の水道工事は 指定給水装置工事事業者へ

給水装置の新設・改造・修理等の水道工事は指定給水装置工事事業者へお申込みください。
指定給水装置工事事業者以外で工事を行うと**違反工事**となり、**工事がやり直し**となったり、**水を止められる**こともあります。

指定給水装置工事事業者とは

市民の皆様安全でおいしい水道水をお届けするためには、ご家庭の給水装置の工事が適正に行われていることが必要です。

そのため、水道法により指定給水装置工事事業者の指定要件(※1)や技術者の資格(※2)、遵守事項など、一定の基準が定められており、札幌市でもこれに基づいて指定を行っています。

指定給水装置工事事業者でなければ、給水装置の工事を行うことはできません。

※1 指定要件

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者(国家資格)を置くこと
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を持っていること
- (3) 一定の欠格要件に該当しないこと

※2 技術者の資格

給水装置工事を管理する「給水装置工事主任技術者」は、適正な施工を行うために必要な知識と技術を備えており、事業所ごとに選任されています。

工事をお申込みの際には

次のような点にご注意ください。

- 希望する内容の工事を行うことができる指定給水装置工事事業者であることをよく確認してください。
- 複数の会社から見積書を取るなど、納得できる指定給水装置工事事業者をお選びください。

⚠ 悪質業者にご注意を

水道局職員を装ったり、水道局から依頼されたと偽って、浄水器の設置や屋内配管の取替・清掃などを行う、悪質な訪問販売や電話勧誘が発生しています。水道局では下記のような行為は行っておりませんので、十分ご注意ください。

- 蛇口や水道管などの修理や水質検査、漏水検査などを行ってお客様からお金をいただくこと。
- 浄水器の販売・斡旋や屋内水道管の取り替え等の工事契約を行うこと。

※不審に思われた場合は下記までお問い合わせください。

担当組合員

48年の実績と経験のある札幌協

当組合に加盟している指定給水装置工事事業者168社が
「安心・安全」で快適な水まわりを提供いたします！

札幌協 修繕センター

年中無休・24時間受付

 **0120-224-889**

札幌市管工事業協同組合 札幌市中央区北2条東8丁目

<https://www.sakkankyo.or.jp>

